昭和四年四月十五日第三種郵便物認可毎週火、金曜日發行(但休日に当るときは翌日)

第2516号

許をした。

昭和二十九年五月二十

日 四

中の内容のとおり

漁業の種類、

漁獲物の種類及び漁業の時期

(五) (四)

漁業権の番号

海共第七十二号

漁場の位置及び区域

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

(L)

存

期

間

右

同

そ

Ø

Ξ

(-)

漁場計画の公示番号

(=)

漁業権者住所氏名

和二十九年四月県告示第一六一号

酒津第一漁業協同組合外一組合

代表者

鳥取県気高郡酒津村

(八)

制

限

条

(七)

存

期

間

同

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

中の内容のとおり

(N)

制

限

条

まで

昭和二十九年五月四日から昭和三十七年四月十三日

まで

昭和二十九年五月四日から昭和三十七年四月十三日

(六)

漁業の種類、

漁獲物の種類及び漁業の時期

中の内容のとおり

鳥取県公報 昭和29年5月21日 金曜日

> (N) 制 限

日まで

昭和二十九年五月四日から昭和三十六年八月三十

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

件

中の内容のとおり

漁場計画の公示番号

漁業権者住所氏名

酒津漁業協同組合

(=)

酒津第一漁業協同組合

漁業権の種類 共同漁業権

(三)

漁業権の番号

漁場の位置及び区域

漁獲物の種類及び漁業の時期

昭和二十九年五月四日次のとおり海面における漁業の免 鳥取県告示第二百五十五号

(七)

存

続

期

鳥取県知事

尾

愛

治

そ Ø

漁場計画の公示番号

昭和二十九年四月県告示第一

(=)

漁業権者住所氏名, 六一号

酒津漁業協同組合外一組合 代表者

漁業権の種類 鳥取県気高郡酒津村 共同漁業権

漁業権の番号 漁場の位置及び区域 海共第七十号

(五) (24) 囯

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画 中の内容のとおり 漁業の種類、

> そ Ø

昭和二十九年四月県告示第一六一号

代表者 鳥取県気高郡酒津村酒津第一漁業協同組合外一組合

海共第七十一号

(五) (24)

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

そ

中の内容のとおり

昭和二十九年四月県吿示第一六一号による漁場計画

漁場計画の公示番号

昭和二十九年四月県告示第 一六

酒津第一漁業協同組合外一組合

漁業権者住所氏名

漁業権の種類

(三)

共同漁業権

酒津第一漁業協同組合

(-)

(-)

第2516号

海共第七十三号 共同漁業権

中の内容のとおり 昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

右 漁業の種類、 漁獲物の 種類及び漁業の時期

続 期 間

(七)

まで 昭和二十九年五月四日か ら昭和三十七年四月十三日

制 限

(八)

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画 中の内容のとおり

漁場計画の公示番号

そ

Ø

Ŧī.

鳥取県気高郡酒津村 酒津第一漁業協同組合

代表者

(=)

漁業権者住所氏名

昭和二十九年四月県告示第一六一

号

酒津第一漁業協同組合外一組合

代表者

鳥取果気高郡酒律村

酒津第一漁業協同組合

(三) 漁業権の種類 共同漁業権

(PU) 漁業権の番号 海共第七十四号

(五) 昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画 漁場の位置及び区

中の内容のとおり 漁業の種類、漁獲物種類及び漁業の時期

(七) 存 続 期 間

昭和二十九年五月四日から昭和三十七年四月十三日

まで

制 限 条

(11)

中の内容のとおり 昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

そ Ø

七

(--) 漁場計画の公示番号

昭和二十九年四月県告示第一六

号

漁業権者住所氏名

(=)

酒津第一漁業協同組合外一組合 代表者 鳥取県気高郡酒津村

酒津第一漁業協同組合

漁業権の種類 共同漁業権

画

(三)

漁場の位置及び区域

(五)

漁業権の番号 海共第七十六号

昭和二十九年四月県告示第一 中の内容のとおり

六一号による漁場計画

漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類、

存

(L) 右

可

中の内容のとおり

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

漁場計画の公示番号

昭和二十九年四月県告示第一六一号

漁業権者住所氏名

酒津第一漁業協同組合外一組合

鳥取果気高郡酒津村

(三) 漁業権番号

(五) 漁場の位置及び区域

中の内容のとおり 昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計

右 期

昭和二十九年五月四

限

Ø 六

そ

7

代表者 酒津第一漁業協同組合

漁業権の種類

海共第七十五号 共同漁業権

漁業の種類、

漁獲物の種類及び漁業の時期

(七) 存 続

間

昭和29年5月21日

まで

H

制

5

(N)

から昭和三十七年四月十三日

(五)

漁場の位置及び区域

昭和二十九年四月県告示第一

六一号による漁場計画

中の内容のとおり

漁業の種類、

漁獲物の種類及び漁業の時期

第2516号

まで

第2516号

(71) 昭和二十九年四月県告示第一六一 制

条

件

号に

よる漁場計画

昭和二十九年五月四日

から昭和三十七年四月十三日

(T)

制

限

条

まで

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

中の内容のとおり

(L)

存

期

間

右

同

(大)

漁業の種類、

漁獲物の種類及び漁業の時期

Ø 中の内容のとおり

そ

 \vdash

漁業権者住所氏名

代表者 鳥取県気高郡酒津村

漁業権の種類 共同漁業権

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計 の内容のとおり

昭和二十九年四月県告示第一六一号 酒津第一漁業協同組合外一組合 漁場計画の公示番号

酒津第一漁業協同組合

漁場の位置及び区域 漁業権の番号 海共第七十七号

昭和二十九年四月県告示第一六一号 漁場計画の公示番号

酒津第一漁業協同組合外一組合

酒津第一漁業協同組合

漁業権の種類

(四) (三)

漁業権の番号 海共第七十八号 共同漁業権

そ (-) 九

漁業権者住所氏名

鳥取県気高郡酒津村

1

の内容のとお

鳥取果告示第二百五十六号

第一項の規定により建築業者登錄簿から次のように登錄 定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規 をまつ消した。

昭和二十九年五月二十一 日

鳥取県知事 西 尾

金曜日鳥取県公報

W

制

限

夈

まで

昭和二十九年五月四

日から昭和三十

七年四月十三日

昭和二十九四月県告示第一

六一号による漁場計画中

(七)

存

続

期

間

右

愛

治

消登 年身ま、 日つ、

四、二九、二四、二九、

申請者氏名

幹雄

倉吉市新町三丁目三、二八九 松本

昭和29年5月21日

(ろ)第一五六号鳥取県知事登録

四、二四、二四、二二四、二七、

セ

ント

ラル建設株式会社

登

錄

番

号

登錄年月日

名

所

在

地

金

印刷 所 鳥 取 縣 鳥取 縣島取 馬取 縣島取市東町 段, 鳥取縣島取市東町

ED

所

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に 関係ある重要な條例、規則、規程等をこの 公報に登載して公布しております。 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み ませう。

定期発行日 每週火、金曜日 講讀料 (実費) 一箇月100円 一箇年1.200円 申込先 鳥取県総務部総務課